

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年9月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700099号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700155号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和46年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和46年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和46年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和46年5月31日から同年6月1日までの期間が被保険者期間となっていない。私は、A社及びC社(後に、D社)において正社員として継続して勤務し、請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びにB社人事部担当者及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(A社から関連会社のC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚の陳述により、昭和46年6月1日とすることが必要である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者に係るA社の厚生年金保険被保険者原票における昭和46年4月の記録から、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和46年5月31日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年

金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和46年5月31日から同年6月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年6月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年5月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和46年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700170号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700154号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和33年3月1日から同年2月15日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和33年2月15日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和33年2月15日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正3年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年2月15日から同年3月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)が勤務していたA社B事業所での請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。同社には継続して勤務していたはずなので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者から提出されたA社の感謝状及びC商工会議所からの表彰状の記載内容により、訂正請求記録の対象者は請求期間においてA社及び同社B事業所に継続して勤務し(A社から同社B事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、C商工会議所の表彰状の記載内容及び複数の同僚の回答から、異動前のA社の資格喪失日である昭和33年2月15日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年3月の記録から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和33年2月15日から同年3月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。